



Vol.88

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★残業代請求には二種類ある

1 本来請求型と代償型

残業代請求には二種類あるのではないかと最近考えるようになりました。

一つは、労働時間に応じて残業代を支払えという考え方です（本来請求型）。もう一つは、本来は、労使ともに残業代は発生しない、要らないという考えであったけれども、事情が変わり、何らかの代償として残業代を支払えという考え方です（代償型）。

例えば、退職勧奨を受けて退職せざるを得なくなったが、これでは腹の虫が収まらないので、代償として残業代を請求する考え方です。

従来は、代償型の未払い残業代トラブルが多く、裁判になるのもこの種の事例が今も多いです。

しかし、最近は、本来請求型の未払い残業代トラブルも増えております。

「特に会社に不満は無いが、やはり時間に応じて払うものは払って欲しい」という考え方です。何ら労働問題も無く、人間関係も良好だったのに、突然未払い残業代請求を行う従業員が増えております。この考え方は、労基法の考え方に沿っており、当然会社はこの考え方に沿って労働時間管理を行

わないといけません。労働力の減少もあり、若年労働力の価値は年々高くなっております。多くの若者が本来請求型の考え方を持つようになるのも時代の流れに沿っていると思います。

2 具体的な場面での差

本来請求型と代償型では以下のとおり、具体的な場面で差が出ることがあります。具体的な対応をなさる際に参考になればと思います。

①訴訟外の示談交渉・訴訟提起・弁護士への依頼

代償型は会社に対し恨みを有しているため、譲歩するケースが少なく、示談も成立しづらいので弁護士に依頼して訴訟に発展することがほとんどです。

本来請求型は、時間と手間暇の兼ね合いで経済合理性があれば早期に示談に応じることがあります。本来請求型は冷静に判断するケースが多く、弁護士に依頼せず本人と会社のみでのやりとりで示談が成立する場合も多いです。

②集団請求

代償型は集団請求に発展すること

が多くあります。例えば、希望退職募集を行ったところ、希望退職募集には応じるが集団で未払い残業代を請求する場合があります。本来請求型は、集団で行動するというよりも、個人の考えで請求することが多く、集団請求は少ない印象を受けます。

③途中で請求することを止めるか

代償型では会社に対する恨みを晴らす必要がありますので、途中で未払い残業代の請求を止めることはほとんどありません。本来請求型は、代償型よりもこだわりが少ないので、新しく就職したりすると音信が途切れ、事実上交渉が終了することもあります。

④他の従業員に対する波及効果

代償型では、会社に対する恨みを晴らすことが目的ですので、会社に恨みがない方には関係の無い問題になることが多く、波及効果は比較的少ないです。

一方、本来請求型は、周囲の同僚が「あの人が未払い残業代をもらったのであれば、私も請求したい」と思うようで、波及効果が比較的大きいと言えます。二次請求、三次請求が起きるのは本来請求型に多い印象を受けます。

	代償型	本来請求型
訴訟外の示談交渉(減額)	成立しにくい	成立しやすい
訴訟提起	ほとんどの場合訴訟提起に発展する	訴訟提起に発展しないこともある
弁護士に依頼するか	ほとんどの場合依頼する	依頼しないこともある
集団請求	集団請求に発展しやすい	集団請求に発展しづらい
途中で請求することを取りやめる	ほとんどない	よくある
他の従業員に対する波及効果	内容によってはない	ある

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982